集義外書 二

口 13
361
2

ロ-13
361
2

集義外書巻二

削簡二

一 本朝書籍目録国後世を知る事何の道かたがたをや
況書籍聖人の道なるべきゆゑんとなれば王代のゆゑなり
事千二百餘歳よりこのかた神代の遺風おのづから無
後欽明天皇十三年壬申より百濟国より釋迦仏像并に経巻を
献ぜり上宮太子聖武帝の御ときに道教ならびに仏教の
ごとく仏教の盛なること
[illegible]五六百年この方は仏教道にして儒
[illegible]

盜賊と同じ　語をてゝ物を亡ぼす侍は也中華八海の師也おとゝ
日本の功ありしこと大や禮樂書數宮室衣服舟車農具或は
醫藥針灸宮殿位階軍法弓馬の道まで百工技藝う
ゑ出て一ゝしく中華うつるとなり
道徳の真実大學の理をうつし行ふ也　孔子天地神
人王の始を神聖の徳あり　海内に不出して大道行る
中華も日本も有徳の聖人うつる　上古は聖人つゝ天武
凡化しまつ教の書なく　聖人道の英風をうつる日本も上
代の人も不知　藏之洞五常の道をうつる　先王道を
以のゝ中華八日本は大功有りたゝ　その道うの教をう
ゝ

ゝ　孔子仙佛も日本より功なくして語言遺て國法を
やはらり時運の否塞をうるといへ　天皇の時中ゝ絶く人を救ふ
利なゝんや佛者の亡失を救ふ　神代
と人王と上古の政治徳化なる　道我
徳もの和　中華聖人　天武一元の運も年
の會の初なる　天地の中ゝ居ふる　必道化ゝ
一旦に失ゝ居ゝ　ありなんゝ　吉利支丹
日本をうゝ久　孔世を行ゝ　又日本の内に
吉利支丹のゝなる佛者あり　大方僧力天下をのむ　法
王なりて佛者の天下を奪ゝ　弘六貞國信貪欲の

[illegible]ども孔子世にいでて[illegible]ども孔子は己が
心を悔て道を知るべし——法師て陽をもて[illegible]の時[illegible]仏者法世と
ふ仏を信じ——そまうの如をかとして[illegible]利を再も[illegible]を[illegible]利寿
の[illegible]人を仏法をそ作り今釈迦達磨おられて必仏法を退[illegible]
らきをの——いんとなるは仏法を[illegible]なるし[illegible]利を再も退[illegible]
仏法をふりて人のやうをとそ[illegible]利を再も制[illegible]
如——もう——薗孔子をそ——きり是大道をあの[illegible]天下の
孔子を信ずるの孔子の道を[illegible]孔子を立て是非をつ[illegible]
[illegible]——孔子をも退て大道を[illegible]と思[illegible]孔子を
我なり——我名を[illegible]大道[illegible]

義の仏なりは何を其名を[illegible]

一 未書器中是より物を[illegible]

[illegible]

返書器中是を天地の中[illegible]て天地のうを地[illegible]
なり故に万変万物の名人[illegible]て東西南北[illegible]教る道[illegible]東西の人を
是を[illegible]を義[illegible]年の用を同のセぬをいむを[illegible]——天道の
なり——法の所より[illegible]の書を[illegible]の人も[illegible]
所より——日本の人[illegible]
[illegible]
[illegible]唯智仁勇の法なる[illegible]
[illegible]四海の[illegible]天理の月[illegible]て西戎の仏法を用ひ[illegible]

神を拝せずして異国の仏を拝し奉る人を捨て人のうら人を君と
せる事と聞とも其国のやうを初め
一 第書紀伊勢太神宮に仏法をとゝめ出家を遂ず天皇
仏法ゆゑ国の神にそむき給ふ仏の御ものたれ共いまゝの法も
なし又第六天の魔王この日本国中に理もなく書たる
ふ審こゝろなし
返書紀禁中の名を不思の者を禁ずして迦牙行なる理もそむき
給ひ古神まつり給ふ国を禁ずべきにあらず仏国を混
ら給ふて国の者を伊勢ものも禁中にも迦牙ものも新
中比帝王仏法を国を治ずてうり御免なる事なり高位伊勢神に
にこそ仏法ばかり御免を事と拙もたゝく又神宮の古法にそむく事
ハたゝざる事にて にこそ古神宮にも古法の強なる人なれ
神と帝王とハ国及ず大樹法度御大事国も六常のそのゝ迦牙結ぶ
ものゝ天下の人民を国ゝゝ一の事を思ふて又大和姫の世花よ
天照皇の仏法をとゝ一事をのゝ 神託ハ
日本の神道をこゝ王道と仏法をとゝ神国の前
四国なる中事 日本中 人 一度仏
帝と如ぬ 仏 悔 今の仏
王事 大道

一本書器用　なを云書まを理の分門なるゝ儀なるゝ也ゝ
有こゝも物を伝ゝなるゝを伝ゝなるゝ
返書略中　なを心の理思いるゝも有まゝ人ゝ神農の醫業の法も
用ゝ物をゝ業稼ゝ神農ありて九ゝ
物を元胡麻食ゝ　なゝものをゝ用て倫のゝ　なゝものをゝ
行ゝ物をゝ　大病をゝ　生気を定ゝ食我ゝ物ゝ業ゝ我ゝ
うゝ物ゝ　撒物の神理ゝ　梅を口ゝ人ゝ
物のゝ　ゝ損ゝ　ゝ歯ゝ　ゝ歯ゝ　神の風ゝ
なゝ用ゝ　なを心ゝ　日和のゝ　ゝ物ゝ　ゝの醫業の方
ゝゝ　ゝ心の醫術ゝ　ゝ病を療治ゝ　ゝ痛の

四神　人系の天神　毒ゝ　ゝ　なゝの醫術ゝ　ゝ
今ゝ物ゝ　ゝ神代の遺風　あるゝ
一本書器形術のゝ　ゝ病ゝ　ゝ伝ゝ
ゝ　ゝ　ゝ人ゝ
返書器　悪物ゝ　用ゝ功物ゝ　ゝの毒ゝ　ゝ
ゝ業ゝ　悪血物ゝ　蛭ゝ　狐狸ゝ
ゝ　ゝ神ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ伝
作ゝ　ゝ　ゝ病ゝ　ゝ伝作ゝ
ゝ者ゝ　物ゝ　ゝ我ゝ　ゝ
我身ゝ　形術ゝ　ゝ人ゝ

漢の高祖に文盲なる人ありしを西夫人と云ひ天下をしたがへ
給ふの醫師なりしを死を免しまゐらせ内よりもらせ給ふ
御分別有之人なり

一本書略先度仏法仏像の起こりを人皆知ぬ事なれども
なをきこえなるべきことなれば
道書器に記録ありしを道理なるのゆへ世間のとうき
おも見人なりこの法のうへ智恵のなるを何方へなりとも
中に道の者をとはしてその人より智なるゆへ
なるを聞あとるものんへ法を海に志人に
異学よりもとめて手初のなるこそあり人々あり

雪学をとは道士の飛人になることを丹くに作るへ先度の論八世間平
人の事なり

一本書器寺屋を建立ともつ元を
為ゆへ作るなり
道書器寺屋の大臣社稷の所と老子は旦智者し天照皇
大神の御名を遊ーまた大和姫の神託よりて万民のたゝを考へ
初るなり神代の法則すなわち聖学の法なり此こをさとし
時なるは他の事よりはなれてなるものなり
其の上厩戸の皇子道つらし仏教をもつて書しされ八寺屋の記事を
書ー厩戸方をとるなり法あるなるのなり

爲の法なれども智者はさとるべき所なり廐戸の皇子は外儒内
仏にておはしましけり内に加之日本の神法なれば王道すなはち
すなはちすべきなり故に聖人なりたまひしは寺屋大なりけり一命を
出でて諸人をもひろめたまひ廐戸の皇子は王言尊きゆゑに
して道理を名付てうちはらひ給ひ而如来の影より神道の伝記中華
聖人の書をやはらげ給ひ初て儒教仏法
波奥紀一和漢の書の道理も太子より初まりしなり三千の我人と
中説も伝りさぶらひの意なり只仏法を和漢
王道よりはじめて伝一ふゆゑに佛を良る人はおさへて規矩とされ
ゆゑに中華は佛法なれば儒教なり天竺は何の
恐怖もなく一切の音声をくくもり一切の物は皆是規矩と
なり仏寺屋を見て弟子は師匠をまもる子は父母をまもる
の内に我心なるべきなり太子の事実記を見て
なりとしたり
くくもり事一は古書の中にあり
一 未書器用性をめとる事を律とは上古よりの禮なり今時異
なれども其律なるべし雖彼の帝は仁君なれども一人妹を后
とし西一と世例なりとぞ伯父姪もくくもり叔父と中ハ
とるべきなり
西書器用性をめとる事は周の代よりの礼なり中古上古とは

服のかるものといふべき君子の法も小人の法も立世すべきなり世の別
むつかしきなりて世間にはいとこころ服なくしたる婚姻を通じ
ゆいとこ三ヶ月にて服ぬぎ又婚姻を通せばつぎつぎこの外に貴賤の
世にて婚姻をなし日本にも法ありこれ父方母方
ともいとこ婚姻を通じ法なきことなれども便婚もあり
ものこの人は人情のゆるすなり天下無法の法なるべし
さるほどの人は離婚の帝の御事に大義四年の喪は天子に達し
歌の喪実は達せざるなり父母は天子とつくるゆえ喪
四年に兄弟伯母姪は皆服なくしたるは服なくして古は淳厚
朴素なりしに君信のなきことなるべし皆服なれば兄弟の親と
いへども世代の法なり古は服なくしたる人情のゆるすなり
なるべし

服なくしたる法なり古は服なくしたる人情のゆるすなり
なるべし

抑さてはこれ伯母姪を部屋とつくれば第四世の
後世文明の
時よりして同じ母の親をつくるなり百世とつくれば婚姻
無通の法周礼にいてきたりぬ今は天子とつくれば兄弟姉妹の喪はさけり
なるべきなり又法なくしたる人情のゆるすなり
なるべし

法立て法なくしたる人情の中華は神明を祭祀せるは牛羊
用ひ日本にては大よりこれ水生ずるの類人は中華は天子にて
物生ずるものなるべきなり西洞の物なるべきは用ひ給ふ位階まで
なくして品の宮あり日本は四民牛すくなくして耕作の功をなし
重をもきき道を達するとあり此神道三牛を食せるものなり免

又を法よ麻を用ひて牛を動むることなかれ
てかう牛麻神を祭りたまはのこれを法立て法とせば不殺生
是ふ殺のけを以て慎べきこと肉食の咎も是なかるべし
牛麻人の食べきものなれば是を祭りて食せられたる事は祀礼祭の
事にかなふよ是はかのりを食するものをかなへ

一本書器用の道家の学ばかくいと教とせいとんなんぬ
但書器中裏も道家にて知りの出所なくい仙家の流黄帝老
子をかりて道家の祖とせり仙家にて一流立てるなな
くいはれ仙家の流より出てるものを世にかこなりかく事なく
ひ者にて言野の市海を法とせり仙術を習ふ其仏教をば

密にて仏法を学ぶる方便となりもを是ものを仏仏と合りう
を法とせり空海とふ坊を仏術を伝りて渡りあ
りと記せり但神代と雷人の道とは名を別りたりけ
人道ひにて正徳常の道とは思ふ者なるよ如地蔵道とて仏
合にてうるを祀し空海の術りの法は仏術のかりけ
其ひ七るの流用のかりにて仏家の流なりと今時世人の是
道服も仏家の祖衣とをものし道家の服なるよ道服と云ひて
ひのを記すひのをもて書う

一本書器人のやうに貴老を江南の学を更べしも江南の学ひの法と
いて其成ひ法ものや

及書略中下故内閣諸子を招り何事を学ぶ問ハ招
而と学ぶ所ハ其時ハは大ふたらひろくして今を大ふたり学ぶ
招りをる所ハ其時の新論論説也 招りたる所ハ先生の志ハ
徳業ののぼりすゝむなり日新の学問ハ今日ときの心の光を
とつて学ぶなり先生の志と徳業とをたんとくと其時の学者ハ
其時の学問を高と為すなり先生の光を徳を光とするし先生の
志を元志とし先生つるす有り朱子候後之学子の説を早下し
辞と論ずるの有り早下はあるに真実と
一本書略空海坊ハ水なき土所なれども山中
も塩の出る井と論ずるもて万民の助と成るとなん道理有り
おて内閣やなる真言坊主のもとに方法一公をそんなとうく
納るもぬきは何事も心に守ると成るふとなる御ふる常の事
特と遠ひ有るの人ふるもさも有べき事と成
及書略方法一公中して天地万物皆公のかたるは誠も知る
事にて公事事はものつゝ事の理あると空海も病有る時ハ
醫者と学のとなしてを所ふるを人の立所を比る所を水を
よく立ハ其所よりなるとなるも他所より来るの印別あるを後りすむ
ものとなるときは其時ものも水本あるを人も任中山塩を漬て
焼て遠き山中にも商人ハ本をとる其塩の井ハ有馬の山中に塩
湯のあるとなく乃理あるとなく出るを法立有りとなるも

あるべくもあらず。この書を考へるに、仏たちの今の井堀とかの池形を
見るに、池と耳とをなして、水脈をたゝへあり。若水いづる穴も清き所
空海の功なりとはいまだ信じがたし。空海以後、寺持ちをする人、杉丸五郎
を寺持者政の害と益とをくらべ見るに、河内の国の千万
一そなりとぞ。されども千万そなりとして、和法のすぐれたるのおとこ
を人如能法師なる所、若そを寺持いつるをたゞして、内寺持
と感じ給ひてこそ。しかるを海辺の田を世の中に益をなすこと
大に害あるものゝそしりをもとゞめんとて、角を
直して半城報恩寺、空海、唐より幻術をもちて
仏法をひろむる方便なりとも、日本にて寺持の初なり。是をもて何

ゆゑに寺持なる事、とは皆空海の業とのみして、空海よりも空海よ
りも行基なり。京畿の内、紀伊国に偏に多く寺のあるこの
ゆゑ、中に寺持なるものゝ多くは、人皆則空海の法をも
よく寺持なり。されども我が国に寺持もかりの事、実
の仏法にはあらずとぞ。世の中の空海を信ずる者は、大に空海を
捨てゝ、行基菩薩、水なきを空海の水をたゝへたるなりとぞ。
さらば、行基菩薩、河水地面をくまなくたゝへたるなりとぞ。
仏菩薩とぞ云ふものは、極楽にあり。紀ノ国のそこらにんや、昔人、人の
のんをむかへて、果なくやすらはせ、あるこゝろの咽のかわ
くをかのんをむかへんとて、煩のあるこゝろにんや、守敦と

行力の爭ひとしてうゆく〳〵何もしたがひ[illegible]
死[illegible]たるうり寺敎をこの[illegible]敎〳〵[illegible]とい[illegible]て佛菩薩とゝふものゝ
大なる人[illegible]なるものゝ[illegible]
[illegible]ゝふなるべきさやうなるべきもの[illegible]方人[illegible]神仏や
あんをし実[illegible]は[illegible]海[illegible]人[illegible]きりぬ[illegible]邪人[illegible]
神のやうにたすけるなり

一 本書略 真言と接唱して虎狼[illegible]のはなしもまぬかれ
魔術[illegible]のれ[illegible]ふなり[illegible]

返書略 [illegible]真言の力[illegible]は不動心の力し生霊[illegible]病[illegible]
[illegible]空海の大事の伝授の真言を敎[illegible]甲斐あり[illegible]

生霊[illegible]げて[illegible]病文言[illegible]の三大事の真言[illegible]
草木の[illegible]名[illegible]色[illegible]
[illegible]通[illegible]人[illegible]万物の[illegible]
[illegible]

一 本書略 先日何云の人[illegible]
[illegible]

返書略 [illegible]
[illegible]古[illegible]國法[illegible]仁義[illegible]
[illegible]の八國の敎[illegible]町人[illegible]免樂[illegible]

中人うち狩猟の道も弓馬をたしなみ武士は山野をかけ
廻り風雨を分たず軍法を試むとあり 雪人猟
の道をもっぱら先祖の武道を指しゝ為 慶長十七年
の頃ゆゑ知るべし 他人の妻を盗み逃亡する
人を捕ては叩き殺すべし 武士の道は
中人男女の人道を絶て十年たりとも沙汰なく山野の住
なるゝ如くに捨てはなるべし 刀をたゞ一つのみ帯
中よ木刀と草履を人にかりしる後は廣庭の人数なき所
にて闘ひをなすべし 無法を行ふべ中事の時もんぐるべし
人遠き所のことを聞り為ては酒を呑ん者 犬狗やうのもの
をもって生を分ち 毛皮二十枚内の半ばを取てこれを喜
ぶ 冬は裸足にて夏の暑気にも四季に渋袍をうち跡に
毛皮をうち敷を拵ふ 冬雪を踏て山中に入ても夜衣
蒲団なをしるべし 麻綿のたゞ衣のうへ 木綿袷のうへ
にうち被 帯一つ拵へ 半八反紙書物 小袖二つ
民の家のあるゝ分 酒肴 卯の時 沐浴 巳の時
三十七八歳にて 叩くのゞ 勇あり 終に妻をもとめ
分別 愛宕にて 用ゆ立 きさらのめ さるのと 我なるべ
なれば 七月にて 日和の武士の勇 可仕 為 無 なりは

心のおもふ所をもて仕ふる分を弱くあつる心に成て今まで有
らん日千常後大病切々病出
馬より落て左の手を折て弱き成ぬ月中に成て武士の勇も是をたりとおり
ゐて閑居して人の面をば右の勇もなく氏無と病氣まして仰も叶ぬ
叫くめき物をいふ家の内の人々琴書を学ぶものか無他に我弓箭
病者をうけ給ふ
なり先勇て是を妙とあるは紙一も仕ふ心に成て
何の心けもなく裏は日も高く成ぬれは大地を枕に成て
うまあり居る
原文を無と成を吾為に為と云ふ軍陣
にて文を見るあるいは弓を手に病ゐて何の用も立ぬ

天照神武の御後に成て日本の武士は非に勇不勇八生分に成て
弱々なるべし日本と武士の
生を捨て日本のために成たるは非に公家武家源平に流て
為にもなるべし弱々成る道武士の子孫も二代と可なるべ
人を可人の心氣は移り叫ぶ奏なるべ世樂を事とし
文道もうるべし武道も如て我をうるべ人の
中に武家の用に立ぬ成ぬ玉家の織と成るべ
十年こん

一 未書略 我等も傷ても佛も傷ても世中に傷者の佛者を
そしるべ佛法の所にて成べ弊に拙き小乗の法を

[illegible]て中ゝ仏道をもつて中事とし又仏者の
儒道をもつて中ゝもし儒の末流の弊を相ゝ叫ゝ[illegible]見て我
[illegible]て中ゝ仏者は儒者又第一仏者又儒者の仏書を学ぶ凡仏
者の儒道を学ぶ[illegible]も甚家とあつて凡[illegible]を[illegible]
ざる[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]書明儒者のあ[illegible]ゝは儒者[illegible]ゝ何[illegible]
んや仏者のあ[illegible]ゝ[illegible]批判[illegible]は仏者として何[illegible]ゝ[illegible]甚祖師[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]道のあ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]祖師[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ明慧上人云今の[illegible]知識達のやうに仏法の[illegible]の

仏法をそ[illegible]ゝは世の中ゝ仏法[illegible]ゝ[illegible]ゝのは[illegible]ゝと思
の時ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝの批判[illegible]及[illegible]他ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

あり。況んや時代くだりて末法なりし聖徳太子十七箇條の憲法(ケンポウ)をもて天下治まるべき佛法の中興なりし君を教へ給へる大達磨と知るべし。況んや我子も皆教へられ給へり。四海の乱世なれども何をか中ごろの佛法の盛昌なりしかの如くなるべき。況んや佛法の盛昌なりしかの如くなるべきは世の治まるべきなり。況んや乱世なれども

是より同じく耳より鼻とをもて一人の男となりて名んがらしゝ宗と云
その比そもそもとし金仙佛在世の時のうらうら出家出家の作法をして山号院
号の貴とうしゝ　かゝる所戒定慧の三学全備せは偽の有るべきやうも
奢へきやうもなくして寂滅をもつて法道を明らめ法道を明らめ世をも
時められいて世を重の時の山林の本石をもつて丸世の時を飛な
くして殺さるべきものを長きをもて侵を此るわるの勅あるべし　當の宮人義を
ひくまゝ水色をもつてうらうらとかくんこそやゝ寒なるべき時は出
されば害なく益あるべきものなり益あるべくも
一来書明る　大舜を渚馮の生まれ東夷の人じ　文王岐周の生まれ
ぬの西夷のひとり　ひくまゝ聖人皆色生れの色山沢中の人

なりて八聖人のうまれ給つぬ天地と云ひ
返書異る渚馮岐周を中国の内その東夷西夷をて山中まそも王都
ゆゑ所は地平と山林のうらうらの所
一国のうちはかりなくしかもさやうの沢は猶ほてるるうらうらの人は生色ひくまゝ
そのうら霊山と中その所かりまの内をすうりてゆゑ所
の禁ゆゑ聖賢生きたりふるものうらうら孔子を尼丘山の中子なりゝ
中説の所なるもさうはあるべし右の理を文毋をうりゝ
賢の子あんうとあのひて尼丘山の神宮ある国なりなるひとる人山
大舜文王東西の生地をもちれ給ふ　但そも神武帝日本
武の命をもしあらそはつり吉備公を文法秀ゝ乳母花

の高山かくしてのちに楠正成なりと云間葛城吉野の高山にたてこもりて
禁ゐりせしもてい年歳を経所にうつり南方山岳に引そうに見こもり
ぎしあると先祖の孝子孫の意見八天下の為に賢を尋ねくれたる高山の
禁ようつと居るく移りのちに本所に帰るの為に勢
ありてうちもてい

一 未書器仏道と伝しに堂寺と建立ありて九天九地
むりしうち西と有りしかの人と我号を修行年を重ねて
すて西ひもりくとなり

且書略尚世の誉きは後世の
のはあもとなるものむりしうため加行今の人に
乃理あるは考ふるに道理まれるの人に知れども道理まれるの
八せるるくに知りて後世の様しるとなる事の南世は問ものあり
この有り風俗のあるまりこうして名字名乗しに問うるぬきはもあり
そのもかりり風俗も変りて行ひ時よりあれてまして求めるも
そなり西八きえうせて行ひ者て道徳もりて智なきこそのの
なる様よ忠孝孝子義者の名をいつも打せたる我号の新人の仏号
廣くして世宝恵の三をもて新恵のもくに行ひる出家者に我号岩
のあきて西行ひてさうれこと成理ものしに人今時沢山なる堂寺伝
こゝもうて農工商の家の彼様よりしたる出家者に皆を盗賊なれ
還俗させたく漁人の名をのこれ大なる出世者に一番しにさるあるは山を

大よそ[illegible]山林に有る寺は建立寺院[illegible]
我が出家[illegible]たゞこゝろ[illegible]
叶ふ[illegible]人[illegible]
今の[illegible]我が[illegible]
一日も[illegible]
の[illegible]
百人[illegible]今時出家[illegible]
出家と[illegible]
以て還俗[illegible]
百千歳の後世中[illegible]

一[illegible]書略[illegible]抑角左衛門[illegible]神事の[illegible]
[illegible]の繁昌の[illegible]
[illegible]用[illegible]
[illegible]
御代[illegible]治[illegible]
[illegible]
[illegible]書[illegible]我[illegible]
[illegible]屋[illegible]太平の時の[illegible]
[illegible]度御代の繁昌[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]あり一名おさんかうといふ世の中の業作多種異様なる事叫子
中にもみな猟師の子孫なるやうに引続き子孫の不仕如き代を経ても
公儀の給も絶えざる故に姫道なる事を専とせず利事と
なれり

返書略 鷹の名を変ずるを経ても人の名を変ずるを武
の作法あり 猟犬の事を待絶ず只捕られ獣の獣を取ること
野鷹の名称より甚天地まで人の名を変ずるもの如り其理
ある故なれば士君子の武を学ぶ猟人の技を学ぶ山沢
の中なる人殺生のことは常に和親一和親猟人の技を学ぶ
名別に鷹狩を大事とす中昔より強弓強鉄砲なる故

世こなたの名をもて鷹一鷹匠なる山野を身を習ひ
所この地形をも知り民の苦労をも知ずして
猟の内にある事なれば古の法と主定とする立ひ猟の道あり
きこと一方拙なくしさきは鷹を業とせるを取ず今は
和を失ひて来るなり鷹こうして兵道をたしなむ
のみ也猟師もみな相法く人育ず上一の忠も共教家の稽古も立
過て身をさきこうもんうり其中にあるとてかつても古の猟の法をおこ
同名同一にして組子の鷹師をとり御下知にて功徳をなす
なくに今時の鷹師の技子民間の名たる物法を形ばかりある也若し人に
田畑を賜ることあるべし一名の技亡あるとも一人の技なきことも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三十歳余にして大方書をよくし親伯父に知られ書をむ
ゝとしてもて喧嘩服をあてゝ今の若き人書をそこな
家内をあやまつ何の益なきもかゝるものゝきこえて真実に特色仕らず白屋
出の友をおかゝひて何すもあるはかゝるものゝ先陣をせんとおもふよ
若き人よ書をよむとて氣力をうしなひ色この理屈をこゝ
同心ふ仕ふまつりて妄分くわるゝるまゝ老ぬれば早斗こゝ
漸くに手跡のみうめとて書をむつかしく世に此書を拵へる
者も能くあるくして強りこゝまでもいきこゝ今を二十歳の内外
ゝ者と書をよみ水に走るのこゝなる此書をきこゝ書を居ゝまるく
なこゝ知ゝゆくに諸士の痕多すこゝ居ゝ賊ゝきこゝ雖の子こゝ見なく

文武の法流こゝ仏魔ゝのこゝきこゝ一ゝこゝ知ゝこゝ
こゝのこゝはこゝる口こゝ嗚ゝ見こゝ或病者こゝ或精氣發こゝ生涯の内
力こゝ分もこゝ雖ゝ聖代の法のこゝ八歳こゝ三十こゝ八法流こゝ
ゝ知ゝ様こゝ大流こゝ
こゝて右のこゝ稀こゝ清こゝ知なくゝ
若こゝ法こゝ融通こゝ世中こゝ書をゝ
婦悪こゝ夫婦の和睦こゝ子有こゝ子こゝ
こゝ知なくゝ
て知ゝ
の習漸こゝ

五倫てうこのうち六七十年の間よ天下の人ものうてうてうて大こ恩義
知てい見者ようの人のなき事一て抑も人のせうて事父母の氣血を
うけ生れ出ること云なり天地の氣質をうけ出る生れ天氣八地の
方天地よ出てうちの道理山澤水火まで神靈の氣うけ出る故よ
聖人の人生れ出てくんの理八萬物中せうの儀こん

一 第書籍地獄の苦中世を厭こも信せうもの〳〵うの道世は
閑なきて仰ぎうの〳〵文を以文字の者安なること海とされ
ひ人衆生る者なりとも書をもうの人も書こと〳〵ふせられも者こと道
理を辨へさるの幼なきを問るより閑者こうの事なれ感ぜは事味のく
ひ為ん死期よ臨て悔こうり念佛をすもの者は者ある者こん

書子思人の書人間白の理論なん
及書略思廣の人よ道理を説事を贊をなりて文章のこんなる
並へ龍耳をとうもこう管仲の事をおもうもこう〳〵〳〵こ〳〵りこうも知ら
うに先日の前の事を説こうもこう〳〵伏羲の皇天地人三極四道をたり人初
始ものよ九この一を太極うこうして八卦ものて二十四をかり〳〵第事第初の
理を為〳〵始へて軒轅の皇おうこの法を四よ方法をてうり其後の
智者算者を作へて春夏秋冬の氣日月の蝕ようるものもあふ
こと〳〵天地の大なる一分を部〳〵めり〳〵たくてを何とする理し一毛を
考へあるもうこうこを考へ事なり神農の君草木をなる知て醫
業の本を初めはてうり其後智者人の一分を天地の大よ何ものを知る

針薬方灸毒薬まことを伝へくすり人の身を切刺ひきぬきは血海をて
却るわ身のきこの后肌々道理をあて知ること元をきくすべ一分をいのや
まられ臓腑経絡を通するの如聖人と平人と性命の理をあのてこれ
なることなりこれ其分量の大小各別なるあり大なる山の井の水と
河海の水との分量のごとし水々なりなれども其量の多少きこと有な
大矣小矣を考へるべきものなり風波をおこし天下の道をとゝのへ其
妙あげて加へべからず万人の命運一向の変中のごとし聖人の心を
大虚の空中のごとし空中よりなれば一向なるべし
きりて用を達し天地の空中には日月星辰四時風雷雲雨をおこし
変異各様をなし神妙のごとくなるの云法をのべるべし一万の

空中山の井の水の絶へざる所あるべし然也聖人の其知ること
絶へざるして考へ一神の理を示し聖人の
聖人くる所に三綱五常の道を有り其分量の広大なるして人の多
所の妙を修事として聖人と為ること
各様のごとし何の疑ふ所なるべし堯舜の民を既生をなること
大虚天地一同なるべし如此度大量の大知なるして
へきかも凡物也ありて暦のごとし地獄の法を佛法也ありて
理也旦天道に至者也何の思ありて地獄図をかくもや造化を
なり人の形のごとくなるべし天下を暦てもそのごとく人々一様に
神理なして何事なくして生死なるのごとあんず是能徳授可き聖人の

教とハ記なれども理もなく法門もなく仏法なれども須弥山の見をのみ
西方南方等の仏国と申し地獄餓鬼畜生の六道をいとも事理二あり
理者ハ必事あり名ハ地獄極楽の理ハ何ものぞ天地なり何の事か有んや
なとゝいへ共理別ならぬの理なり如ハ何の事か有んや
仏法なりしかとハこゝろの内なり一層の地獄ハ
仏法の中なき事を知るべし是三皇五帝の御代なるゆへ
事なし三千年餘ハ孔子を表世の聖人
釋迦ハ孔子の後に生れ給ふ孔子の門ハ
もろもろの法を学ひ天下を治めるの名ハ
記なれども釋迦の門ハ一切衆生の名ハ
一切衆生ハ一切の人の気なり
禅宗ハ名誉ハ
うゝ中にて名誉と申ハ
名病の人の名ハ
みゝ人ハ
約束ハ
上二人のおきて道理明白
一未書器一体云う物を法きて地獄ハ
釋迦いとゝせんと釋迦ハ

[illegible]書略世間の人の心をそるくにおそれ[illegible]
[illegible]新世とそれ[illegible]真の新世とのこと[illegible]地獄物語を出こと
して信ぜぬ者は新世をうそ[illegible]地獄の流と神道寺物とは
佛法の内にも其のほか悪道者ども[illegible]悪心をおこしてもとく
うこゝろのとうこゝろ多くうこゝろ[illegible]月数
佛道より[illegible]地獄の流や寺物をつ[illegible]
あくらく人を[illegible]佛法をあ[illegible]は寺物と地獄をなる
[illegible]人たちは[illegible]
[illegible]昔の佛者ハ人を[illegible]
[illegible]地獄より[illegible]
[illegible]

事[illegible]今の坊主ハ[illegible]極楽より[illegible]
寺[illegible]坊主[illegible]
人を悪道[illegible]
[illegible]佛[illegible]
[illegible]
[illegible]新世河流の[illegible]
[illegible]元生[illegible]
[illegible]
天下の[illegible]
都[illegible]

天下に取り天下の悪人のまたれば悪人の分に対をなして おこりぬ阿弥陀経四巻仏と
きこと今は天下の悪人の棟梁し大師聖人と言ふ人の
言をゆるし給ひ給ふ今経四阿弥陀仏と人を言ふ人の悪
をゆるすとゆるすし下経四を経仁として善悪物を仏の経の異名 阿弥
陀を寿命無量と形色聲奥を説きて不死の心の如し 善悪を
の左右と出づる所の是経四を天下第一の罪人と云て天下の所の
諸人の信ずる所の仏の経四を捨てるべくは経四を敬て我善悪
道の心より凡夫をはられて仏をうらむ人は是人根性猛利なれ
ども人をうらむる人をうらむるとも仏をうらむる事なし
仏の仏と事をうる甚悪の千信も方信も人のあるとなれば我仏法を人を

云命と二あり天下を智恵の者一仏の教あり 経仁なれたその群
を人を行るものし 今の聖人も仏こころ貴人の所前々人仏の善の
弟子は仏をうらむ 経仁の弟子を天下の人の心をこるあり
をうらむ人の弟中まの仏の行と義の者人の有を門をうらむ
中に仏あり 弟子は分の作法あり 人道をとむぬ者は世を男子者
経を天下の外と教りこと天下を治は人の心を門をうる
うり先仏中に仏なし

一 本書略 これ書を手をもなれば世を生きて黄帝
を人道教の大祖の教の中句 老子も仏家の祖師をもてその人天
の経四も法をこの人をこの人の中に経智恵

何の人よりて中古日本へ渡し仏法の始めなりつくあるべくしやや
医書暦術そなへ鵜呑の人そ中古日本へ渡りて花鳥となる
新しき生をうるとく後生猶世の人も何もめでたきことを訪ひ
聖人を師とし日本なりは神道をうるべくたとへ神道衰へて学者
仏法おくれ堂塔伽藍の叶ふ所に草庵を結ぶ寺と
山林を住家とせるべし今の世寺の叶ふ日本の世をね
ぬ世代中夏天竺九大国なりある所なる国
六十も百も合せる初の大国そ宮地多く山林なし叶ふ
大国そ住ひ叶ふる伽藍と成小国の宮地すくなく山林あらず所へ
主住うし住ふ所なり世をあし万民を主恵を施せる第一知恵有る
人いうて世を治なる書と世へくしやや

一 五書略中夏の聖人を日本へ渡し叶ふ道学の教へ
医書略儒道と名も聖学と云ふ偽号知る基なる日本の神位を
学ぶ主法とそなて廃まてるなりうし 絶うるを興さん結ぶ二段神代
の風俗なりて叶ふ所あるなり 仏法あるなり 四方よりて風俗あを
いへる天の神道を二外へ為を儒と云ふ道と云名を基なる故世へ
拙なる書へ為を云ふ世者の為そなる

集義外書巻二終